

いわて若者カフェ利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「いわて若者カフェ利用要綱」第12条に基づき、いわて若者カフェ（以下「カフェ」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(物品の移動販売等)

第2条 岩手県環境生活部若者女性協働推進室（以下「管理者」という。）は、カフェの利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）のうち、カフェにおいて物品の移動販売その他これに類する行為をしようとする者があるときは、物品の移動販売等承認申請書を提出させなければならない。

2 管理者は、前項の申請書が提出された場合は、これを審査し、支障がないと認めるときは、速やかに承認の諾否、承認の条件、承認の取消があり得ること等を申請者に通知するものとする。

3 管理者は、前項の承認をする場合において、必要な条件を付し、又は指示をすることがある。

4 管理者は、第2項の承認を受けた者が、その承認内容に相違した行為をし、又は前項の条件若しくは指示に違反したときは、その承認を取り消すことがある。

附則

この要領は、令和5年7月24日から施行する。